

若年労働の変容と住まいの貧困

稲葉 剛

はじめに

- 1 国土交通省による貸しルーム実態調査
- 2 未婚・低所得の若者の住宅事情

おわりに

はじめに

私が理事を務めるNPO法人自立生活サポートセンター・もやいに、住まいを失った20代～30代の生活困窮者がたびたび相談に訪れるようになったのは2004年以降のことである。非正規の若年労働者が生活に困窮した結果、住まいを喪失してしまうという状況は、『ワーキングプア』（2006～2007年、NHKで計3本放映）、『ネットカフェ難民』（2007～2008年、日本テレビ系列で計4本放映）といったテレビシリーズによって広く知られるようになった。

こうした報道に押される形で、厚生労働省は2007年6月、「ネットカフェ難民」の実態を把握するため「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」⁽¹⁾を実施し、ネットカフェ等を週の半分（3～4日程度）以上オールナイト利用する「常連の利用者」である「住居喪失者」は全国で約5,400人であるという推計値を発表した。その就労形態別の内訳は、住居喪失非正規労働者約2,700人、住居喪失正社員約300人、住居喪失失業者約1,300人、住居喪失無業者約900人等とされている。厚生労働省はこの調査結果を踏まえ、2008年以降、東京、大阪、名古屋、横浜にチャレンジネット（住居喪失不安定就労者支援センター）という名称の相談窓口を開設した。「住居喪失不安定就労者支援センター」という名称に端的に表現されているように、この対策の主たる対象者は日雇い派遣などの非正規労働者である。「チャレンジネット」では、住居を確保したうえで安定就労を確保できるよう、住居確保のための相談支援、生活相談、職業相談・職業紹介、住宅資金等の貸付等を実施している。

だが、当初から私は厚生労働省が一連の「ネットカフェ難民」報道に引きずられる形でネットカフェをオールナイト利用している人のみに着目をして、調査を実施することの限界を指摘していた。生活に困窮し、安定した住居を喪失した人が寝泊まりをする場所は、ネットカフェだけではなく、

(1) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/08/dl/h0828-1n.pdf>

サウナ、カプセルホテル、24時間営業の飲食店、友人宅、路上など多様であり、ネットカフェ生活者のみを対象とすることは、問題を矮小化しかねないと考えたのである。

私は「貧困ゆえに居住権が侵害されやすい環境で起居せざるをえない状態」を「ハウジングプア」と定義し、ネットカフェ生活者だけでなく、「ハウジングプア」状態にある人すべてを対象とした実態調査を実施することを提言したが、残念ながらそうした包括的な調査は現在に至るまで実施されていない。

それどころか、厚生労働省はその後、ネットカフェ生活者を対象とする調査も実施していない。そのため、「ハウジングプア」をめぐる近年の状況は全く明らかになっていないと言える。

本稿では、近年、どのような人々が「ハウジングプア」状態に陥っているのかを知る手がかりとして、2つの調査結果を紹介したい。特に彼ら彼女らの就業形態に着目し、従来言われてきたように「非正規雇用のワーキングプアが安定した住まいを喪失する」というルートだけで説明がつかぬか、という点を考察したい。

ここで検討するのは、国土交通省が2013年9月に実施した「貸しルームにおける入居実態等に関する調査」と、認定NPO法人ビッグイシュー基金の呼びかけで設立された「住宅政策提案・検討委員会」（委員長：平山洋介神戸大学大学院教授）が2014年8月に実施した『若者の住宅問題』調査である。

いずれも、「ハウジングプア」そのものを対象とした調査ではないが、近年の住まいの貧困をめぐる状況を反映した内容になっている。

1 国土交通省による貸しルーム実態調査

国土交通省が2013年に貸しルーム（シェアハウス）に関する実態調査を実施した背景には、同年5月以降、毎日新聞の報道がきっかけになり、「脱法ハウス」（行政用語では「違法貸しルーム」）問題が社会問題化したということがある。

「脱法ハウス」とは、建築基準法や消防法が共同住宅に課している規制をすり抜けるために、「レンタルオフィス」や「貸倉庫」等の名称で営業しているが、実際には2～3畳に仕切られた狭小なスペースを住居として貸し出し、多人数を居住させている物件のことを指す。

「脱法ハウス」のほとんどは東京都内に集中しているが、この背景には、家賃や初期費用の高さなど、東京の賃貸住宅が他地域に比べて低所得者にアクセスしにくい状況になっていることに加え、以下のような東京特有の事情がある。

東京では、2010年7月より「インターネット端末利用営業の規制に関する東京都条例」（ネットカフェ規制条例）が施行された。防犯対策の名目で制定されたこの条例により、ネットカフェの事業者は利用者が入店する時に本人確認書類を提示させることが義務付けられた。

ネットカフェに生活をしている人の中には、かつては賃貸アパートで暮らしていたものの家賃滞納などの理由でアパートを退去した、という経験を持つ人が少なくない。アパート退去をきっかけに住民票が自治体により消除されてしまった人は、住民基本台帳カードなどの本人確認書類を用意できないため、ネットカフェ規制条例の施行により、ネットカフェを「定宿」にしていた人の一部

にネットカフェに入店できない人たちが出てきてしまった。

こうした人々をターゲットに東京では2010年頃から極端に狭い部屋を貸し出す業者が増えてきた。こうした部屋は当初、「コンビニハウス」「押し入れハウス」などと呼ばれていたが、2013年、毎日新聞が「脱法ハウス」という造語でこの問題を報道すると、この用語で知られるようになった。

「脱法ハウス」が社会問題化したことを受け、国土交通省は2013年9月以降、「違法貸しルーム」という名称で、実態調査と規制に乗り出した。2015年2月末時点で、建築基準法違反の疑いのある全国の1958の物件が調査対象になっており、そのうち8割近い1,495件が東京都内に集中している。調査が完了した1,465件のうち、建築基準法違反が判明した物件は1,206件、違反なし82件、その他（すでに閉鎖など）177件となっている⁽²⁾。

国土交通省が2013年9月に実施した「貸しルームにおける入居実態等に関する調査」⁽³⁾は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に暮らす20歳以上のシェア住居、ルームシェア入居経験者に対して、インターネットでアンケートを実施したもので、931件のサンプルを得ている。国土交通省は、このうち、面積が5㎡未満または部屋に窓が無い物件（「狭小・窓無し」物件）146件については建築基準法等に違反している可能性が高いとして特に抽出した上で統計結果を発表している。この「狭小・窓無し」のシェアハウス物件は、ほぼ「脱法ハウス」（「違法貸しルーム」）とイコールだと言える。以下にその内容を見ていこう。

「狭小・窓無し」物件に居住したことがある人の入居時の収入状況（表1）は、月収15万未満が50%を占めた。20万未満までだと69.2%と約7割に達する。月収が25万以上だと回答した人は全体の1割未満であり、大半が低所得者であると言える。

就業形態（表2）は意外なことに、派遣・契約・パート・アルバイト・日雇の総計（38.3%）よりも、正社員（39.7%）の割合が若干上回った。

入居時の預貯金（表3）は、50万円未満が45.2%、100万円未満までだと56.1%を占めた。

年齢は20代、30代が約7割を占めている。

貸しルームに入居した動機（複数回答）としては、「家賃が安いから」（63.0%）、「立地が良いから」（58.9%）、「初期費用（敷金・礼金等）が安いから」（38.4%）、「勤務地に近いから」（33.6%）、「即入居が可能だから」（30.1%）、「連帯保証人が不要だから」（22.6%）といった回答が多くなっている。

これらの結果から、居住環境が劣悪な「脱法ハウス」に人々が暮らしている理由を推察すると、以下の二つの問題が浮かび上がってくる。

一つは、低所得者にとって民間の賃貸住宅へのアクセスが非常に悪いという問題である。大都市においてはアパートの家賃が高く、初期費用も高額であるなどアパート入居のハードルが高いことが、「脱法ハウス」に低所得者を呼び込む誘因になっている。また、個人の連帯保証人を用意できない人や低所得などの理由により家賃保証会社の審査をクリアできない人がアパートに入居でき

(2) <http://www.mlit.go.jp/common/001085144.pdf>

(3) http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000093.html

表1 狭小・窓無し物件 入居時点の月収

	人	%
収入なし	21	14.4
1万円～2万円未満	4	2.7
2万円以上～4万円未満	4	2.7
4万円以上～6万円未満	9	6.2
6万円以上～8万円未満	6	4.1
8万円以上～10万円未満	6	4.1
10万円以上～15万円未満	23	15.8
15万円以上～20万円未満	28	19.2
20万円以上～25万円未満	18	12.3
25万円以上～30万円未満	4	2.7
30万円以上～35万円未満	4	2.7
35万円以上～40万円未満	3	2.1
40万円以上～50万円未満	2	1.4
50万円以上	1	0.7
答えたくない	13	8.9
総計	146	100

表2 狭小・窓無し物件 就業形態

	人	%
正社員	58	39.7
派遣社員	10	6.8
契約社員	10	6.8
パートタイマー	10	6.8
アルバイト	25	17.1
日雇い労働者	1	0.7
学生	14	9.6
自営業・自由業	5	3.4
無職	12	8.2
その他	1	0.7
総計	146	100

ず、保証人不要で入居できる「脱法ハウス」に流れてきている状況も垣間見える。

もう一つは、劣悪な労働環境である。立地や勤務地への近さから「狭小・窓無し物件」を選んでいる人がいるという事実の背景には、近年、交通費を支給しないか、支給しても全額を出さない企業が増えていることも関係していると考えられる。私が実際に東京都内の「脱法ハウス」に居住している人に話を聞いた際も、勤務先の会社が交通費を出してくれないので、都心部で住居を探さざるをえないが、都心部の賃貸住宅の家賃は高いので、「脱法ハウス」を選ばざるをえなかったと言っていた。

また、深夜までの長時間勤務であったり、夜勤であったりするため、通勤に電車を利用できない人や、遠隔地からの通勤に時間をとられるよりも職場の近くに住んで睡眠に時間を割きたい、と考

表3 狭小・窓無し物件 入居時点の預貯金

	人	%
預貯金なし	23	15.8
1円～50万円未満	43	29.5
50万円以上～100万円未満	16	11.0
100万円以上～200万円未満	13	8.9
200万円以上～300万円未満	13	8.9
300万円以上～400万円未満	4	2.7
400万円以上～500万円未満	2	1.4
500万円以上～1,000万円未満	2	1.4
1,000万円以上	6	4.1
わからない	9	6.2
答えたくない	15	10.3
総計	146	100

える人も、都心に多い「脱法ハウス」を選んでいると推察される。

一般的に非正規労働者よりも所得の高い正社員が「狭小・窓無し物件」に多数暮らしており、入居者の約4割が正社員で占められている状況は一見、奇妙に見える。だが、こうした正社員の中にも勤務先への交通費を一部もしくは全額自己負担している人、長時間勤務や夜勤をしている人が存在している可能性を考慮すると、立地や勤務地への近さからこうした物件を選んでいる人がいても不思議ではない。

また、こうした物件に暮らしている正社員の全てがワーキングプアであるとは言えないものの、こうした正社員の中に、低所得ゆえに一般の賃貸住宅の家賃や初期費用を負担できず、「脱法ハウス」に暮らさざるをえない人が含まれていることも推察できる。

これらの点を明らかにするために、「脱法ハウス」入居者に対する、より詳細な実態調査が実施されることを期待したい。

2 未婚・低所得の若者の住宅事情

次に認定NPO法人ビッグイシュー基金の呼びかけで設立された「住宅政策提案・検討委員会」（委員長：平山洋介神戸大学大学院教授）が実施した『若者の住宅問題』調査⁽⁴⁾の結果を見てみよう。

この調査は、大都市圏の若年・未婚・低所得者の住宅事情を明らかにすることを目的に、2014年8月に実施されたインターネット調査である。首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）と関西圏（京都・大阪府・兵庫県・奈良県）に住む、20～39歳の未婚で、年収200万未満の個人（学生を除く）を対象にして1,767人（男性938人、女性829人）から回答を得ることができた。

(4) <http://www.bigissue.or.jp/pdf/teiannsyo2.pdf>

表4 性・年齢別 若年未婚者の親同居率

男性	%	女性	%	全体	%
20～24歳 (138人)	82.6	20～24歳 (158人)	81.0	20～24歳 (296人)	81.8
25～29歳 (340人)	77.6	25～29歳 (252人)	73.4	25～29歳 (592人)	75.8
30～34歳 (198人)	81.3	30～34歳 (228人)	74.6	30～34歳 (426人)	77.7
35～39歳 (262人)	74.8	35～39歳 (191人)	78.5	35～39歳 (453人)	76.4
小計 (938人)	78.4	小計 (829人)	76.4	小計 (1,767人)	77.4

表5 年齢別 親の家での居住パターン

	親の家にずっと住んでいる (%)	自分の住宅から親の家に戻った (%)
20～24歳	90.5	9.5
25～29歳	83.8	16.2
30～34歳	79.5	20.5
35～39歳	75.8	24.2
合計	82.0	18.0

表6 親との同別居別 定まった住居がないという経験の有無

	経験あり (%)	経験なし (%)	(回答者) (%)
親同居	4.6	95.4	1,368人
親別居	13.5	86.5	399人
合計	6.6	93.4	1,767人

この調査結果で最も衝撃的だったのは、対象者の77.4%が親と同居していたという事実である(表4)。2010年の国勢調査では、未婚の若者(20～39歳)の親同居率は61.9%であったから、この調査の回答者の親同居率が際立って高いことがわかる。

親同居率を年齢別に見ると、男女ともに25～29歳では20～24歳に比較して同居率が低いものの、30代では再び高くなっている。

親の家での居住パターン(表5)について聞いてみると、「自分の住宅から親の家に戻った」と回答する人の割合は年齢とともに上昇し、35～39歳では24.2%に達している。これは、いったん親と別居したものの、経済的要因などにより親との同居に戻っている人が多いことを示している。

アンケートでは広義のホームレス経験(定まった住居を持たず、ネットカフェ、友人宅などで寝泊まりをすること)の有無(表6)についても聞いているが、こうした経験があると答えた人は全体の6.6%にのぼった。特に現在、親と別居しているグループでは経験ありという回答の割合が高く、13.5%にものぼっている。これは低所得の若者にとって親の家から出て、アパートなど独立した住まいを確保することがホームレス化のリスクを抱えてしまうことを意味している。

現在の雇用形態(表7)について聞いてみると、契約・嘱託・派遣・パート・アルバイト・日雇いなどの非正規雇用が47.1%と約半数を占めている。無職の割合も高く、全体の約4割にのぼっている。正規社員は全体の7.8%にとどまっている。

表7 現在の仕事の雇用形態

(回答者数) 1,767人	%
正規社(職)員	7.8
契約・嘱託・派遣社(職)員	9.1
パート、アルバイト、臨時・日雇い	38.0
自営業、自由業	6.0
無職(求職中)	16.9
無職(非求職)	22.2

表8 仕事に関する困難の経験(複数回答)

(回答者数) 1,767人	%
新卒期の就職活動での失敗や挫折	21.0
リストラや解雇・倒産などあなたの意思によらない退職	13.1
長時間残業や休日勤務、低賃金などの劣悪な条件のもとの労働	17.9
職場での人間関係のトラブル	28.4
職場でのその他の大きな出来事	1.2
職場での上記のような経験はない	50.5

また、仕事に関する様々な困難に直面した経験(表8)について聞いたところ、「職場での人間関係のトラブル」(28.4%)、「新卒期の就職活動での失敗や挫折」(21.0%)の回答率がそれぞれ2割を上回った。「長時間残業や休日勤務、低賃金などの劣悪な条件のもとの労働」を経験した、という人も17.9%いた。リストラや解雇・倒産なども含めると、約半数がこうした仕事に関わる困難を経験したことになる。

学校生活については「いじめ」を経験した人が34.2%にのぼり、「不登校・ひきこもり」の経験者も22.5%を占めた。

こうした過去の職場や学校での経験が現在の生活状況に影響している可能性は否定できない。「うつ病などの精神的な問題をかかえた」と答えた人も27.6%にのぼっている。

結婚についての意向を聞くと、「結婚したいとは思わない」(34.1%)、「将来、結婚したいが、結婚できるかわからない」(20.3%)、「将来、結婚したいが、結婚できないと思う」(18.8%)と約7割が結婚に消極的または悲観的な回答を寄せた。「結婚したいし、結婚できると思う」(6.6%)、「結婚の予定がある」(2.5%)はあわせても1割に満たなかった。

もちろん結婚だけが唯一の家族形成の形ではないが、親元にとどまる若者の割合が高いことを踏まえると、経済的な理由から将来の見通しを持つことができない若者が多いのではないかと推察できる。

「住宅政策提案・検討委員会」はこうした調査結果をもとに、低所得の若者が独立した住まいを確保できるようにするために住宅政策を転換することを提言している。

この調査は低所得で未婚の若者の居住実態を明らかにするために設計されているため、就労に関

する状況の詳細は明らかになっていない。しかし、低所得で未婚の若者の約半数が仕事に関する経験で困難を抱えたことがあると回答しているのは、「ブラック企業」問題など、近年の若年労働をめぐる状況が若者の貧困に影を落としている可能性を示唆している。

私自身も生活困窮者を支援する活動の中で、かつてIT関連企業などで長時間残業を強いられた結果、うつ病を発症し、就労が困難になった若者に何人も出会ったことがある。中には、住んでいた賃貸住宅を引き払い、いったんは親もとに戻ったものの、家族がうつ病に対する偏見を強く持っているために家庭にいられなくなり、ネットカフェ生活を続けていた若者もいた。

2013年度には精神障害による労災請求件数が過去最多の1409件になるなど、近年、「ブラック企業」問題がメンタルヘルスに与える影響に注目が集まっているが、精神疾患を発症した若者が長期間勤務できない状況が続く、家族のサポートが得られなければ、生活困窮に至ることは容易に想像できるだろう。

「ブラック企業」問題など、若年の労働をめぐる近年の変化が貧困に与えている影響について、様々な角度から調査をしていく必要があるだろう。

おわりに

本稿では、住まいの貧困に関わる2つの調査結果から、大都市部において正社員の一部が「脱法ハウス」に暮らさざるをえない状況が生まれていること、若者が職場において直面する様々な困難が生活困窮に影響を与えている可能性があることを指摘してきた。いずれも、「非正規雇用のワーキングプアが安定した住まいを喪失する」という従来からの説明には収まりきらない状況が生じていることを示唆している。

言うまでもなく、住まいは生活の拠点であり、人が健康で文化的な生活を営むために必要不可欠な要素である。安定した住まいを喪失することは、安全に日々の暮らしを営むための基盤を失うことを意味するだけでなく、心身の健康にも悪影響を及ぼし、仕事探しや交友関係、政治参加など市民生活全般にわたって困難を強いられることになる。

親と別居している未婚・低所得の若者の13.5%が安定した住まいを喪失した経験があると回答しているという事実は、日本社会において住まいの貧困が深刻化していることの証左に他ならない。その影響は個人のみならず社会全体に現れてきつつある。

今後、労働分野と住宅分野の専門家が連携をおこない、若年労働と住まいの貧困の関連について詳細な調査が実施されることを期待して、筆を置くことにしたい。

（いなば・つよし 認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事）